

■届出

(1) 戸籍に関する届出

戸籍は、人の出生や死亡、親子や夫婦などの身分関係を登録し証明する制度です。

戸籍に関する主な届出は以下のとおりです。

届出の種類	届出の期間	届出地	届け出る人	届出に必要なもの	届出先 お問い合わせ先
[出生届] 子どもが生まれ たとき	生まれた日を含 めて14日以内	父母の本籍地、 子どもの出生 地、届出人の住 所地・一時滞在 地	父又は母	<ul style="list-style-type: none"> ●出生証明書 (病院でもらえます) ●母子健康手帳 ●国民健康保険証 (小林市の国民健康保 険に加入する場合) ●印鑑 	本庁市民部市民課 ☎23-1112 須木庁舎住民生活課 ☎48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100
[死亡届] 死亡したとき	死亡の事実を 知った日から7 日以内	死亡地・住所地・ 一時滞在地・本 籍地	同居の親族、そ の他の同居者 (同居していな い親族も可)	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡診断書 (病院でもらえます) ●印鑑 	
[婚姻届] 結婚するとき	届出があった日 から効力を発し ます	夫又は妻の住所 地・一時滞在地 又は本籍地	夫及び妻となる 人	小林市に本籍を置 いていない方は戸籍謄 本が1通必要です。 (未成年の方は親の 同意が必要です。市 役所窓口同意書を 置いています)	
[離婚届] 離婚するとき	届出があった日 から効力を発し ます	住所地・一時滞 在地又は本籍地	夫及び妻	小林市に本籍を置 いていない方は戸籍謄 本が1通必要です。	
[転籍届] 本籍を変える とき必要な ときに届出を してください	届出があった日 から効力を発し ます	現在の本籍地、 住所地、一時滞 在地、新しい本 籍地のいずれか の市区町村役場	戸籍の筆頭者及 びその配偶者の 双方(筆頭者が 死亡している場 合は、生存配偶 者からの届出も できます)	小林市から他の市区 町村に転籍する場 合、又は他の市区町 村から小林市に転籍 する場合は戸籍謄本 が1通必要です。	

★上記の他に、入籍届、養子縁組届、認知届、不受理申出届などがあります。

★届出の際、受付窓口にて本人確認をさせていただきます。(婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁届に限ります) 官公庁が発行した顔写真付きの身分証明書(運転免許証・パスポート等)をご持参ください。

(2) 住民登録に関する届出

転入・転居など住所が変わったときや世帯に変更があったときは、本庁市民部市民課、須木庁舎住民生活課、または野尻庁舎住民生活課へ、決められた日までに届出をしてください。

届出の種類	届出の期間	届ける人	届出に必要なもの	届出先 お問い合わせ先
[転入届] 市内に引っ越してきたとき	小林市外から小林市内へ住所を移された日から14日以内	本人又は世帯主 上記の方から委任を受けた代理人	<ul style="list-style-type: none"> ● 転出証明書（前住所地で発行してもらってください） ※ 転出証明書を紛失した場合は、前住所地で再交付してもらってください。 ● 届出人の印鑑 ● 代理人が届ける場合は代理人の印鑑・転入する本人の委任状 	本庁市民部市民課 ☎23-1112 須木庁舎住民生活課 ☎48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100
[転出届] 市外へ引っ越すとき	新しい住所地に移る前に、小林市で転出手续を行ってください。転出する1ヶ月前から届けることができます。	本人又は世帯主 上記の方から委任を受けた代理人	<ul style="list-style-type: none"> ● 転出する本人の印鑑 ● 代理人が届ける場合は代理人の印鑑・転出する本人の委任状 ※ 転出の際、印鑑登録証、住基カード、国民健康保険証、介護保険被保険者証などを返却してください。 	
[転居届] 市内で住所が変わったとき	住所を移した日から14日以内	本人又は世帯主 上記の方から委任を受けた代理人	<ul style="list-style-type: none"> ● 転居する本人の印鑑 ● 代理人が届ける場合は代理人の印鑑・転居する本人の委任状 ※ 届出の際、住基カード、国民年金手帳、障害者手帳、国民健康保険証、介護保険被保険者証等をお持ちください。 	
[世帯変更届] 世帯主変更 世帯分離・合併のとき	変更した日から14日以内	本人又は世帯主 上記の方から委任を受けた代理人	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人又は世帯主の印鑑 ● 代理人が届ける場合は代理人の印鑑・変更する本人の委任状 ● 国民健康保険証 	

※届出の際、受付窓口にて届出人の本人確認をさせていただきます。官公署が発行した顔写真付きの身分証明書（運転免許証・パスポート等）もしくは健康保険証などをご持参ください。

(3) 外国人登録に関する届出

小林市内に居住する外国籍の方は、外交官や一時旅行の方などを除いて、小林市役所に登録しなければなりません。
また、登録内容に変更が生じた場合は、決められた期間に届出をしなければなりません。

こんなとき	申請期限	申請できる人	申請に必要なもの	届出先 お問い合わせ先
日本に入国したとき	日本に上陸した日から90日以内	本人	<ul style="list-style-type: none"> ●パスポート ●写真（縦45mm×横35mm）2枚 ※16歳未満の方は写真不要です。 ●外国人登録申請書(用紙は窓口にあります。) 	本庁市民部市民課 ☎23-1112 野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100
居住地を移転したとき	新居住地に移転した日から14日以内	本人 同居の親族なら代理申請できます。	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人登録証明書 ●変更登録申請書(用紙は窓口にあります。) 	
出生したとき	出生の日から60日以内	両親のどちらか	<ul style="list-style-type: none"> ●出生届受理証明書 ●外国人登録申請書(用紙は窓口にあります。) 	
その他の登録事項に変更が生じたとき	変更が生じた日から14日以内	本人 同居の親族なら代理申請できます。	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人登録証明書 ●変更申請書(用紙は窓口にあります。) ●変更を生じたことを証する文書 	

※変更登録申請以外の各種申請は、本人申請が原則です。ただし、16歳未満の方、疾病その他の障害により来られない方は同居（同一世帯）の親族の方が申請してください。（診断書を持参してください。）

(4) 印鑑登録に関する届出

印鑑証明は、金銭の借入や不動産登記など、社会生活上で重要な手続きに用いられる印鑑を公に証明するものです。印鑑登録の手続きを済まされた方に印鑑登録証を交付します。

登録できる人	届出に必要なもの	注意していただくこと	届出先 お問い合わせ先
満15歳以上の小林市に住民登録がある（又は外国人登録をされている）方 ※成年後見人は登録できません。 ※代理の方でも登録できますが、その場合、代理の方の印鑑と代理人選任届（用紙は窓口にあります）を提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> ●登録する印鑑 ●代理の場合は代理人選任届 ●運転免許証など官公署の発行した顔写真付きの身分証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録できる印鑑 登録する印鑑は一人につき、一つの印鑑となっています。同じ印鑑を同一世帯の方同士で共有することはできません。 ※印鑑の中には登録できないものがあります。 	本庁市民部市民課 ☎23-1112 須木庁舎住民生活課 ☎48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100

★代理人による登録手続の場合、印鑑登録証明書がとれるようになるまでに日数がかかります。

証明書の必要があるときは、本人への照会期間を見込んで早めに登録の申請をしてください。

★印鑑登録が完了した人に印鑑登録証をお渡しします。大切に保管してください。